

2017年6月30日

公益財団法人日本陸上競技連盟

さいたま国際マラソン 10km、15km 公認記録の取消しについて

この度、さいたま国際マラソンにおいて、2016年11月13日(日)に開催された第2回大会、及び2017年11月12日(日)に開催予定の第3回大会の10km、15kmの記録は、公認要件を満たしておらず、公認されないことが判明いたしました。

今後、このような事が起こらないように、再発防止に向けた対応を徹底してまいります。

皆様に、多大な御迷惑をお掛けしたこと、深くお詫び申し上げます。

記

1 経緯

日本陸上競技連盟が定める、競技規則第240条2項において「スタートとフィニッシュ地点の2点間の直線距離は、そのレースの全距離の50%以下とする」としています。

第2回大会終了後、第3回大会に向けたコース一部変更のために、コース計測を行った際に、スタートと当該地点を結んだ直線距離は、10km地点が5km以下のところ5.57km(55.7%)で、15km地点が7.5km以下のところ9.42km(62.8%)であることが判明しました。

2 記録の取扱い

第2回大会及び第3回大会完走者の20km、21.0975km、25km、30km、42.195kmの記録は、公認記録になります。

但し、上記により、第2回大会の記録証に記載された10km、15kmの記録は、公認記録になりません。

以上